

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係
許 認 可 等 名	完成検査済証の再交付
根 拠 法 令	危険物の規制に関する政令
根 拠 条 項	第8条第4項
連 絡 先	(電話 656 - 1193)
審 査 基 準	<p>消防法第11条第5項の規定により、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所を設置し、完成検査済証の交付を受けている者が、完成検査済証を亡失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。</p> <p>1 完成検査済証を汚損又は破損した場合 危険物の規制に関する政令第8条第5項の規定により、申請書に当該完成検査済証を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 再交付の申請書様式 危険物の規制に関する規則第6条第3項の規定により、別記様式第12の申請書によって行わなければならない。</p>
	<p>(提出方法) 当該検査を受けた者は、完成検査済証再交付申請書1部を徳島市長(消防局予防課危険物係)あて提出してください。 なお、移動タンク貯蔵所に係る再交付は前期申請書及び移動タンク貯蔵所構造設備明細書を提出してください。 (手数料) なし</p>
	<p>設定等年月日 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)</p>
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 3日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	<p>設定等年月日 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)</p>